九州厚生局の主な業務①

医　　療

医療保険制度の健全な運営および適正化

［TOPICS］わが国の医療保険制度の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
・保険医療機関などに対する指導監督　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
・受領委任制度に参加する柔道整復師などに対する指導監督　・・・・・・・・・・・・・7
・保険者に対する指導監督・助言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

安心・安全な医療サービス提供体制の構築

・医師・歯科医師の臨床研修実施体制の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
・医療安全に関する取り組みの普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
・看護師の特定行為研修実施体制の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
・再生医療等の安全性の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
・特定機能病院・臨床研究中核病院に対する立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・13

［TOPICS］わが国の医療保険制度の特徴

わが国では、同じ職場の人達や地域の住民などある一定の団体ごとに収入に応じた保険料を出し合い、病気やけがをしたときにできるだけ軽い負担で診療が受けられるという仕組み（医療保険制度）をとっています。

○ **国民全員を公的医療保険で保障（国民皆保険）**

すべての国民が何らかの医療保険に加入

- ○ サラリーマン、その扶養者など　・・・・・ 健康保険
- ○ 公務員、その扶養者など　・・・・・・・・ 共済組合
- ○ 自営業者、無職者、その家族など　・・・・ 国民健康保険
- ○ 75歳以上の者　・・・・・・・・・・・・・ 後期高齢者医療制度

○ **患者が保険医療機関を自由に選択（フリーアクセス）**

いつでも、誰でも、全国どこでも、保険医療機関を受診できる

○ **軽い負担で高度な医療**

患者は一部負担金のみで診療を受けることが可能

用語説明

保険医療機関とは　健康保険証を提示することにより、医療保険を使った診療を行うことができる厚生労働大臣の指定を受けた医療機関のこと。

保険医療機関などに対する指導監督

指導監査課　各県事務所

医療機関が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を保険診療といいます。

保険診療の費用は、患者が一部負担金として支払うほか、残りは医療機関からの請求に基づき、医療保険制度の運営側（保険者）が診療報酬として支払います。

ただし、全ての医師、医療機関が保険診療を行えるわけではなく、次の条件を満たしていることが必要です。

○ 保険診療を行う医師（保険医）として登録されていること
○ 保険診療を行う医療機関（保険医療機関）として指定されていること
○ 健康保険法などの関係法令や規則など保険診療のルールを遵守して、適切な診療を行い、適正な診療報酬の請求を行うこと

九州厚生局では、この登録・指定の手続きやその後の指導監督などを行っています。

※ 薬局の場合は次のように読み替えてください。

医療機関 → 薬局
診療 → 調剤
医師 → 薬剤師
保険医 → 保険薬剤師

【集団指導の様子】

受領委任制度に参加する柔道整復師などに対する指導監督

指導監査課　各県事務所

柔道整復師やあはき師から健康保険が適用される施術を受けた場合には、本来患者が費用の全額（10割）を支払った後、自ら保険者へ請求を行い保険者負担分（7割など）の支給を受ける「償還払い」が原則です。

ただし、患者の経済的な負担や事務的な労力の軽減を図ることを目的として、患者が自己負担分（3割など）を施術者に支払い、施術者が患者に代わって残りの費用（保険者負担分）を保険者に請求する「受領委任制度」というものがあります。

柔道整復師などの施術者は、申出によりこの制度に参加することができますが、一定のルールに基づいた施術や費用の請求を行うことが必要です。

九州厚生局では、制度に参加を希望する柔道整復師などの施術者に係る登録・承諾の手続きやその後の指導監督などを行っています。

用語説明
あはき師とは　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師のこと。

※ 受領委任制度に参加していない保険者もあります。

保険者に対する指導監督・助言

保険年金課　管理課

わが国の医療費は高齢化の進行などに伴い増大しているため、医療保険制度の運営側（保険者）が将来にわたって業務を適正に運営していくことも重要です。

九州厚生局では、次の保険者に指導監督・助言などを行っています。

○ 健康保険組合に対する指導監督
○ 全国健康保険協会支部に対する立入検査
○ 県・市町村・国民健康保険組合に対する助言・指導
○ 後期高齢者医療広域連合に対する助言・指導

（参考）保険者の数（2021年4月1日現在）

	健康保険組合	市町村	国保組合
福岡県	27	60	3
佐賀県	2	20	3
長崎県	1	21	4
熊本県	4	45	2
大分県	2	18	2
宮崎県	4	26	2
鹿児島県	3	43	2
沖縄県	4	41	1
計	47	274	19

※ 医療費の適正な執行のため、保険医療機関などから請求された医療費の審査･支払を行う国民健康保険団体連合会に対する助言・指導や社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導監督も行っています。

※ 全国健康保険協会支部、
後期高齢者医療広域連合、
国民健康保険団体連合会、
社会保険診療報酬支払基金支部は、
各県に設置されています。

医師・歯科医師の臨床研修実施体制の確保

医　事　課

臨床研修とは、医師・歯科医師の国家試験合格者が、基本的な診療能力の修得を目的として行う研修制度であり、診療に従事しようとするすべての医師・歯科医師に必修化されています。

九州厚生局では、新たに歯科医師臨床研修を実施しようとする施設からの申請や指定された臨床研修施設の研修プログラムの変更などの審査を行っています。

医師臨床研修に関しては、国から都道府県への一部権限移譲により令和２年４月１日から都道府県が審査等を行っており、地方厚生局は都道府県からの情報提供を受け、技術的助言を行っています。

また、実際に臨床研修施設や臨床研修病院に直接伺い、実地調査や意見交換を行い、臨床研修が円滑に行われるようサポートしています。

（参考）指定臨床研修病院(施設)数（2021年4月1日現在）

	医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設
	基幹型	単独型・管理型
福　岡　県	44	14
佐　賀　県	6	1
長　崎　県	16	3
熊　本　県	14	4
大　分　県	12	2
宮　崎　県	7	3
鹿　児　島　県	11	3
沖　縄　県	16	3
計	126	33

（単位：医師臨床研修病院；病院、歯科医師臨床研修施設；施設）

医療安全に関する取り組みの普及・啓発

医　事　課

厚生労働省では、安全で質の高い医療を実現するため、平成13年度から、毎年11月25日（いい医療に向かってGO）を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全に関する各種の普及啓発活動を行っています。

九州厚生局では、医療機関の医療安全管理を担当している方々等が、医療安全対策に関する知識の修得等を行うことにより、医療の安全性の向上を図ることを目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

このワークショップでは、専門家や現場で活躍している方々を講師としてお招きし、医療安全についての講演などを行っています。

（参考）開催状況（2019年度）

開　催　日：令和元年11月13日（水）
テ　ー　マ：「組織で取り組む医療安全　―重大事案発生　そのときー」
内　　容：テーマ説明
講演①「我が国における医療安全対策の動向」
講演②「感染症対策　危機管理の視点から」
講演③「医療安全の確保とクライシスマネジメント」
講演④「医療安全と病院管理者の役割」
講演⑤「医療に活かすコミュニケーション技術」

【医療安全に関する講演】

看護師の特定行為研修実施体制の確保

医　事　課

さらなる在宅医療などの推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。

そこで、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定した指定研修機関の研修を受講することにより、事前に作成された手順書に基づき、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」(38行為)を行うことができるようになりました。

九州厚生局では、特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査や指導、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などを行っています。

（参考）特定行為の実施の流れ（在宅療養中の脱水をくり返す患者Ａさんの例）

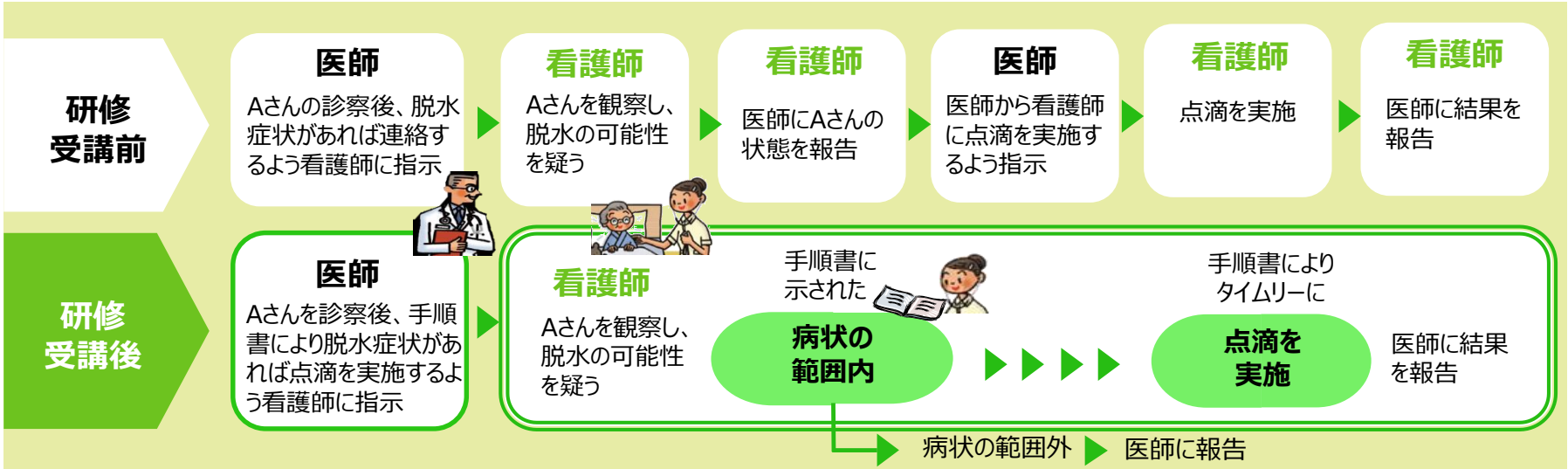

再生医療等の安全性の確保

医　事　課

再生医療とは、病気やけがで損なわれた臓器や組織の働きを再生させるため、細胞や組織を体外で培養したり加工したりして、体に移植する医療のことです。

これまで、有効な治療法のなかった疾患の治療ができるようになるなど期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保しつつ迅速に提供する必要があるため、再生医療等を提供しようとする医療機関は、「認定再生医療等委員会」の意見を聴いたうえで、「再生医療等提供計画」を厚生労働省に提出することが義務づけられています。

九州厚生局では、「再生医療等提供計画」の受理、「認定再生医療等委員会」の認定などを行っています。

【再生医療等に関する手続きなど（イメージ）】

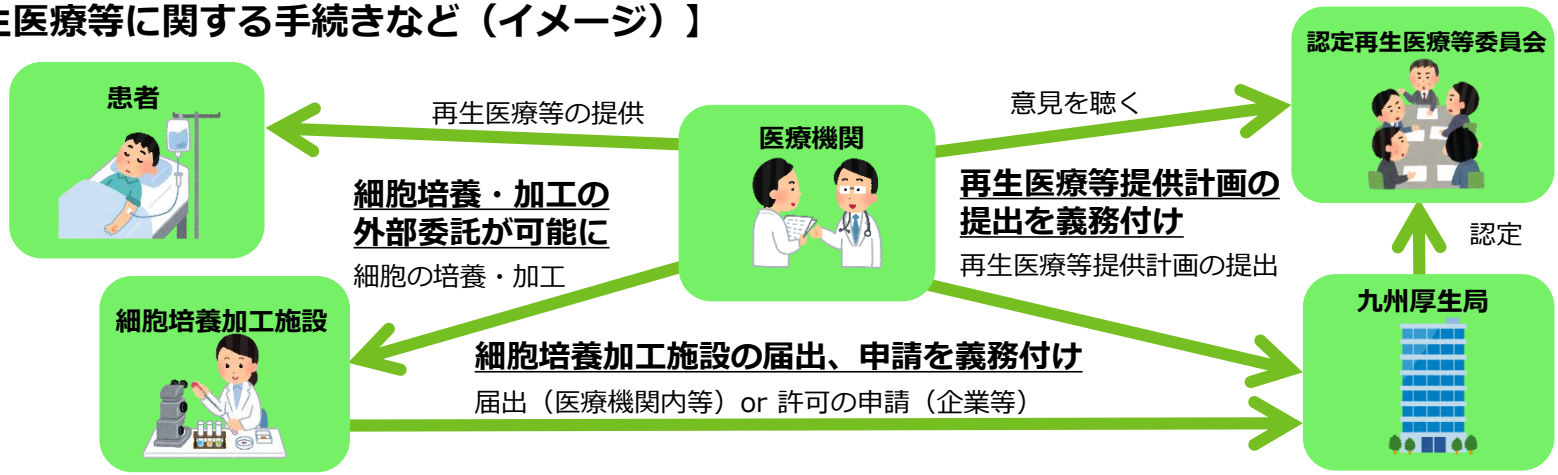

特定機能病院・臨床研究中核病院に対する立入検査

医　療　課

特定機能病院とは、高度の医療を提供する能力を有する国の承認を受けた病院であり、一般的な病院の診療と役割分担をするために設けられました。

また、臨床研究中核病院とは、日本発の革新的な医薬品や医療技術などの開発を推進するために、国際水準の臨床研究などの中心的な役割を担う能力を有するとして国の承認を受けた病院です。

九州厚生局では、この特定機能病院および臨床研究中核病院に対する立入検査を行っています。

（参考）特定機能病院・臨床研究中核病院（2021年4月1日現在）
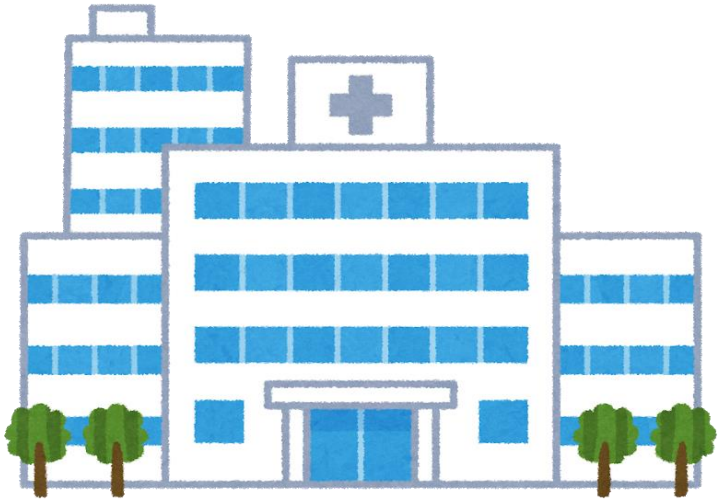
	病　院　名
福岡県	産業医科大学病院 九州大学病院（兼：臨床研究中核病院） 福岡大学病院 久留米大学病院
佐賀県	佐賀大学医学部附属病院
長崎県	長崎大学病院
熊本県	熊本大学病院
大分県	大分大学医学部附属病院
宮崎県	宮崎大学医学部附属病院
鹿児島県	鹿児島大学病院
沖縄県	琉球大学病院